

【検討】

1 上告人の主張（非制限説・非区別説・美の一体性論）

「所論は、本件椅子のように、量産されて日常生活の中で実用に使われることが予定されている物品（以下「**量産実用品**」という。）であっても、その形状等（形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をいう。以下同じ。）が創作的な表現であれば、美術の範囲に属するものとして著作物に当たるというべきであり、本件椅子は、その特徴的な形状が創作的な表現であることからすると、著作物に当たる」

知財高判平成27・4・14〔TRIPP TRAPPⅡ〕平成26（ネ）10063（清水節、新谷貴昭、鈴木わかな）「同法2条2項は、「美術の著作物」の例示規定にすぎず、例示に係る「美術工芸品」に該当しない応用美術であっても、同条1項1号所定の著作物性の要件を充たすものについては、「美術の著作物」として、同法上保護されるものと解すべきである。」（他2件・知財高判平成28.12.21〔ゴルフシャフト〕平成28（ネ）10054、知財高判平成28.11.30〔スティック型加湿器〕平成28（ネ）10018号・田村判批「タコ滑り台」知的財産法政策学研究 Vol.66(2022)より）

2 本件最判・法廷意見

（1）非制限説の否定

「著作権法2条1項1号は、「著作物」を「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義している。もっとも、量産実用品については、その形状等が思想又は感情を創作的に表現したものであるということができれば、直ちに美術の範囲に属するものとして著作物に当たるとの解釈を採ることは相当ではない。」

理由：意匠法の存在

「我が国には、産業の発達に寄与することを目的として、視覚を通じて美感を起こさせる量産実用品の形状等を保護する意匠法」がある。

「我が国の意匠法及び著作権法における権利の発生要件、内容及び存続期間等に鑑みれば、上記解釈を採り、量産実用品の形状等について、意匠法に加えて著作権法により保護されることを広く認めた場合には、〈1〉あえて費用等を投じて意匠登録を受けなくとも、同法によって、より長期間、広範に保護が受けられることとなる可能性があり、意匠法の存在意義を損なうおそれがある。また、〈2〉量産実用品の形状等について広く著作権法の保護が及ぶとすると、

＜2-1＞著作権者人格権により権利関係が複雑化して量産実用品の利用が妨げられたり、＜2-2＞意匠権の存続期間満了後も長期間にわたって量産実用品の形状等を自由に利用することができなくなったりすることにもなりかねず、産業の発達に寄与するという意匠法の上記目的が阻害されるおそれもある。」

（２）実用品における「絵画や彫刻」的なものの類型

ア 第一類型「機能と関連しない形状等」（付加部分が美術品）

（付加部分が、機能と関連せずかつ絵画や彫刻として把握できる実用品）

「例えば、表面に単なる模様や表面加工の域を超える装飾が付加されているもののよう、当該付加部分の形状等が、機能と関連せず、観念上、機能に由来する構成とは別個の絵画や彫刻として把握できるものがある。このようなものは、量産実用品に「美術の著作物」（著作権法１０条１項４号）が単純に付加されたものということができ、当該付加部分に同法の保護が及ぶことは当然である。」

イ 第二類型「機能と関連する形状等」（実用品全体又は部分が美術品）

（実用品としての機能と関連してはいるものの、観念上、機能に由来する構成とは別個の彫刻等として把握できるもの）

「例えば、全体として彫刻等とも看取できるもののように、その全体又は部分における形状等が、当該実用品としての機能と関連してはいるものの、観念上、機能に由来する構成とは別個の彫刻等として把握できるものがある。このような形状等は、機能に由来する構成とは別個に思想又は感情の創作的な表現を把握できるという点において、「美術の著作物」が単純に付加された上述の場合と同様であるということが出来るから、著作権法の保護を及ぼすのが相当である。上記のような形状等は、機能との関係で一定の制約を受けるのが通常である量産実用品の形状等としては例外的なものであるということが出来るのであって、これに著作権法の保護を及ぼしても、上記でみたような弊害が生ずるおそれは小さい。」

（３）本件判例・量産実用品の美術の著作物該当性の規範（抽象論・一般論）

「以上によれば、量産実用品の全体又は部分における形状等が、観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものである場合には、当該量産実用品の全体又は部分は、著作権法２条１項１号にいう著作物のうち、美術の範囲に属するものに当たるというべ

きである。」

この規範（抽象論・一般論）は、上記第一、第二類型を包摂するものと解される。この規範によれば、量産実用品の形状等が「機能と関連していない」

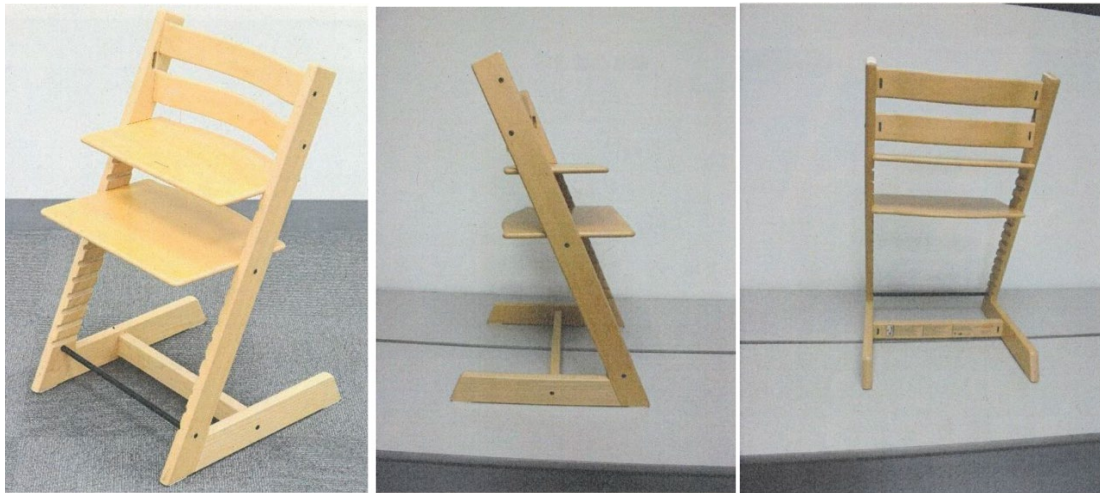
「機能と関連している」に関わらず、「観念上、機能に由来する構成とは別個の絵画や彫刻として把握できるもの」は美術の著作物も属することとなる。しかし、補足意見の指摘によれば、「法廷意見のいう「量産実用品の全体又は部分における形状等が、観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものである場合」という要件も、抽象度が高いものであるが、法廷意見が本件椅子についてその当てはめの判断を行っているように、その要件の具体的適用については、今後様々な事例の積み重ねに期待することとなろう。」

したがって、この要件の具体的適用に関しては、「本件椅子についてその当てはめの判断」及び上記２類型における説示とともに、過去の裁判例を参酌して検討する必要がある。

（４）「本件椅子についてその当てはめの判断」

「上告人らは、大要、約 6 6 度の略 L 字型を成して床面から立ち上がっている 2 本の脚を有し、当該 2 本の脚の間に座面板及び足置板が床面と平行に固定されるようになっている点において創作性が認められるから、本件椅子が著作物に当たると主張する。しかしながら、上記の点は、子供用の椅子としての機能に由来する構成である脚、座面板及び足置板の配置による形状が美感を起こさせるものであることを基礎付ける事情にすぎない。そして、本件椅子の全体又は部分における形状等は、子供用の椅子としての機能に由来する構成としてしかこれを把握することができず、当該構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものではない。よって、本件椅子は、著作物に当たるとはいえない。」

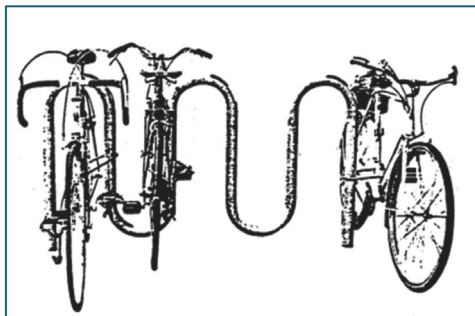
製品名： T R I P P T R A P P



ア 機能に由来する構成

物品としての「機能に由来する構成」（子供用の椅子としての脚、座面板及び足置板の配置による形状）については、まず、「美感を起こさせるもの」であることは著作物性を基礎付けるものとはならない。機能に由来する構成（実用的形状等）が起こさせる美感（意匠的美感）は、いかに優れたものであっても、著作物性の根拠にはならないといえよう（下記図〔自転車ラック〕（米国）参照）。そして、本件子供用の椅子は、「機能に由来する構成としてしかこれを把握することができず、当該構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものではない。」と判断されている。

しかし、上記例示の（第二類型）「実用品としての機能と関連してはいるものの、観念上、機能に由来する構成とは別個の彫刻等として把握できるもの」は著作物となる。本件子供用の椅子の形状等が「機能と関連している」ことは明らかであるが、「第二類型」のもの、すなわち「機能に由来する構成とは別個の彫刻等として把握」できるものと判断された理由ははっきりしない。また、「絵画や彫刻」として把握できるとの判断基準は何か？実用品の美感とは異なる「美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分」（知財高判平成26・8・28〔ファッションショー〕）のような基準が必要かもしれない。



「自転車ラック」米国の第二巡回区控訴裁判所の Brandir International, Inc. v. Cascade Pacific

イ 裁判例・「機能に由来する構成」と「実用目的に必要な構成」

観念上分離される「機能に由来する構成」については、最近の裁判例の表現は、「機能」と「実用目的」の2種類に分かれているが、「機能」は「実用目的に必要な機能」（本件最判）を意味するので、実質的には同じことであり、実用品（物品）の用途及び機能に由来し、それに必要な構成（形状等）、すなわち「機能的な構成（形状等）」を意味すると思われる。

なお、本件〔子供用の椅子〕最判では、「量産実用品の形状等は、通常、実用目的に必要な機能（以下、単に「機能」という。）との関係で一定の制約を受けて決定されるものであり、機能に由来する構成と別個にこれを把握することができないものである」と述べられている（ここでは、「機能との関係」と「機能に由来する構成」は同種の内容のようである。）。量産実用品の形状等（意匠における形状等）は、通常「機能に由来する構成と別個にこれを把握することができないもの」であるから、原則として「彫刻等」として把握できないといえよう。以下の最近の裁判例もこの原則に沿っていると思われる。

（ア）「機能」に着目する裁判例

- （著作物性否定）東京地判平成28・4・27〔幼児用箸〕平成27（ワ）27220（嶋末和秀、笹本哲朗、天野研司）（一般論）「実用に供される機能的な工業製品ないしそのデザインは、その実用的機能を離れて美的鑑賞の対象となり得るような美的特性を備えていない限り、著作権法が保護を予定している対象ではなく」



（当てはめ）「②のリングの個数，配置，形状等及び上記③の連結箸である点は，いずれも上記①の幼児の練習用箸としての実用的機能を実現するための形状ないし構造であるにすぎず，他に，原告各製品の外観のうち，原告が被告各商品と共通し同一性があると主張する部分を見ても，際立った形態的特徴があるものとはうかがわれない。そうすると，原告各製品が，上記実用的機能を離れて美的鑑賞の対象となり得るような美的特性を備えているということとはできない（もとより純粋美術と同視し得る程度の美的特性を備えているというこ

ともできない。)。」

●(著作物性否定) 知財高判令和3・6・29〔グッドコア〕(森 義 之、中 島 朋 宏、勝 又 来 未 子) (一般論) 「実用的な機能と分離して把握することができる、美術鑑賞の対象となる美的特性」を備えていると認められる場合。



(当てはめ) 「本件商品は、形状に工夫が凝らされていて、これを見た者に美しいと感じさせることがあり、そのために機能的な面で犠牲を払った点があるとしても、エクササイズやストレッチをする際の補助具としての実用的な機能と分離して把握することができる、美術鑑賞の対象となる美的特性を備えていると認めることはできない。」

○知財高判令和3・12・8〔タコ滑り台〕(大鷹一郎、小林康彦、小川卓逸)

(一般論) 「応用美術のうち、美術工芸品以外のものであっても、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美的鑑賞の対象となり得る美的特性である創作的表現を備えている部分を把握できるものについては、当該部分を含む作品全体が美術の著作物として、保護され得る」



(当てはめ) 頭部形状は機能に係る構成と分離できるが、ありふれており創作性がない。「各部分の組合せからなる本件原告滑り台の全体の形状についても、美的鑑賞の対象となり得るものと認めることはできないし、また、美的特性である創作的表現を備えるものと認めることもできない。」

●(著作物性否定) 大阪地判令和6・7・2〔保存容器・キャニスター〕令和5(ワ) 5412(武宮英子、島田美喜子、西尾太一) (一般論) 「美術工芸品以外の量産品であっても、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美術鑑賞の対象となり得る美的特性である創作的表現を備えている部分を把握できる場合」

(当てはめ・分離できる形状等はない)

● (著作物性否定) 東京地判令和6・3・28 [タオル] 令和元(ワ) 30628、令和2 (ワ) 27477 (中島基至、尾池悠子、古賀千尋) (一般論) 「美術工芸品以外の実用目的の美術量産品であっても、実用目的に係る機能と分離して、それ自体独立して美術鑑賞の対象となる創作性を備えている場合」

(当てはめ・分離できる形状等はない)

● (著作物性否定) 知財高判令和6・9・25 [子供用椅子] 令和5 (ネ) 10111 (清水響、菊池絵理、頼晋一) (一般論) 「実用品の形状等の創作的表現について著作物性が認められるのは、<1>それが実用的な機能を離れて独立の美的鑑賞の対象となるような部分を含む場合又は<2>当該実用品が専ら美的鑑賞目的のために制作されたものと認められるような場合に限られる…美術工芸品は実用的な機能と切り離して独立の美的鑑賞の対象とすることができるようなものが想定されていると考えられるのであって、同項の規定は、それが例示規定であると解した場合でも、いわゆる応用美術に著作物性を認める場合の要件について前記のように解する一つの根拠となるというべきである。」

(当てはめ) 「本件顕著な特徴は、2本脚の間に座面板及び足置板がある点(特徴①)、側木と脚木とが略L字型の形状を構成する点(特徴②)、側木の内側に形成された溝に沿って座面板等をはめ込み固定する点(特徴③)からなるものであって、<1>そのいずれにおいても高さの調整が可能な子供用椅子としての実用的な機能そのものを実現するために可能な複数の選択肢の中から選択された特徴である。また、<2>これらの特徴により全体として実現されているのも椅子としての機能である。したがって、本件顕著な特徴は、原告製品の椅子としての機能から分離することが困難なものである。すなわち、本件顕著な特徴を備えた原告製品は、<1>椅子の創作的表現として美感を起こさせるものではあっても、椅子としての実用的な機能を離れて独立の美的鑑賞の対象とすることができるような部分を有するということとはできない。また、<2>原告製品は、その製造・販売状況に照らすと、専ら美的鑑賞目的で制作されたものと認めることもできない。」

本判決では、実用品の形状等が美術の著作物と認められる場合は2ケースである。<1>実用的な機能を離れて独立の美的鑑賞の対象となるような部分<2>実用品が専ら美的鑑賞目的のために制作されたもの。

(イ) 「実用目的」に着目する裁判例

● (著作物性否定) 知財高判平成26・8・28 [ファッションショー] 平成25 (ネ) 10068 (設楽隆一、西理香、神谷厚毅) (一般論) 「実用目的の応用美術であっても、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的

特性を備えている部分を把握できるもの」

(当てはめ) 「パーティ等の場面において実用されることを想定するもの」

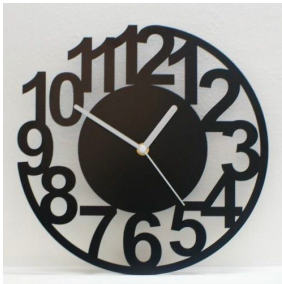
「パーティ等の場面において実用される衣服やアクセサリとのコーディネート
を想定する実用的なもの」

- (著作物性否定) 知財高判平成28・10・13〔幼児用箸〕平成28(ネ)10059 (鶴岡稔彦、大西勝滋、寺田利彦) (一般論) 「実用品であつても美術の著作物としての保護を求める以上、美的観点を全く捨象してしまうことは相当でなく、何らかの形で美的鑑賞の対象となり得るような特性を備えていることが必要である(これは、美術の著作物としての創作性を認める上で最低限の要件というべきである)。」



(当てはめ) 「いずれも実用的観点から選択された構成ないし表現にすぎず、総合的に見ても何ら美的鑑賞の対象となり得るような特性を備えるものではない。」

- (著作物性否定) 大阪地判令和3・6・24〔時計原画〕令和2(ワ)9992 (杉浦正樹、杉浦一輝、布目真利子) (一般論) 「実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できるもの」



(当てはめ) 「各数字の外周側に円弧状の枠が設けられていない部分は、デザインの観点から目を引く部分と見ることも可能である。…<枠があると>干渉して数字を読み取り難くなり、時間の把握という時計の実用目的を部分的にであれ損なうことになると考えられる。そうすると、当該部分のデザインについても、時計の実用目的に必要な構成と分離して美的鑑賞の対象となるような美的特性を備えている部分として把握することはできない。」

- (著作物性否定) 知財高判令和7・7・28〔木軸シャープペンシル〕令和7(ネ)10014 (中平健、今井弘晃、水野正則) (当てはめ) 「木材の杢目の美

しさを感ずることができるとしても、これはシャープペンシルの構成要素である軸を木軸としたことによるものであって、木軸の形状、寸法、材質等は、美感を考慮しつつも、実用目的に必要な構成として決定されていることからすれば、杢目が美感の向上に資する面があるとしても、本件原告商品について、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握することはできない。」

(ウ) その他「実用上の機能や目的」「産業上の利用」

● (著作物性否定) 東京地判平成26・10・17〔ログハウス調木造住宅〕平成25(ワ)22468(東海林保、実本滋、足立拓人)(一般論)「一般住宅が「建築の著作物」に当たるといえることができるのは、客観的、外形的に見て、それが一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性を上回り、居住用建物としての実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の対象となり、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような造形美術としての美術性を備えた場合と解する」



(当てはめ)「ウッドデッキとウッドデッキにつながる高さのある大きな掃き出し窓を設置する、という点は、これによってリビングとウッドデッキをひとつながりのスペースにして、住人に開放感を与えることを目的とするものと認められ、その外観は機能上の理由に由来するものとみることができる」 「バルコニーを建物の横幅一杯に幅を持たせることにより、バルコニーのスペースを可能な限り広くして、利用上の自由度を可能な限り確保するとともに、玄関面に開放的な印象を与えることを目的とするものと認められ、主に機能性の観点から採用されたものと認められる」

● (著作物性否定) 東京地判平成28・4・21〔ゴルフシャフト〕平成27(ワ)21304(長谷川浩二、藤原典子、萩原孝基)

(一般論)「純粋な美術ではなくいわゆる応用美術の領域に属するもの、すな

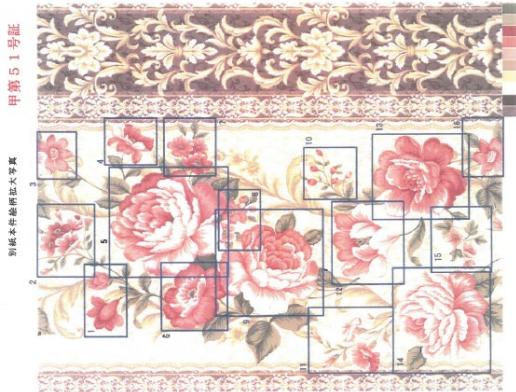
わち、ゴルフクラブのシャフトのように実用に供され、産業上利用される製品のデザイン等は、実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対象となり得るような創作性を備えている場合を除き、著作権法上の著作物に含まれないものと解される。」＜「機能に由来する構成とは別個」ではなく「機能を離れて見る」とは、機能を分離して純粹形状として見ることか。しかし、下記、当てはめを見ると、「機能に由来する構成とは別個」に把握することを意味しているようである。＞



（当てはめ）「本件シャフトデザイン及び本件原画は、ゴルフクラブのユーザーの目を引くことなど専ら商業上の目的のため、発注者である被告の意向に沿って、実用品であるシャフトの外装デザインとして作成されたことが明らかである。一方、本件の関係各証拠上、本件シャフトデザイン及び本件原画が、シャフトの外装デザインという用途を離れて、それ自体として美的鑑賞の対象とされるものであることはうかがわれない。」

●（著作物性否定）東京地判令和3・2・17〔グッドコア〕（佐藤達文、三井大有、吉野俊太郎）（当てはめ）「そのX字形の形状は、幅広い体型にフィットさせるという実用目的で採用されたものであり、突出部分に2種あるのも、同様の理由による。6種の突起部分も、マッサージやストレッチの補助に供するという実用上の機能のために設定されたものにすぎない。…実用上の機能や目的を主とするものであって、それを離れた美的鑑賞性を有しているとはいえない。」「実用目的の工業製品について、その機能や目的に供するために個性が発揮されていたとして、それを美術の範囲に属する著作物ということとはできない。」

●（著作物性否定）大阪高判令和5・4・27〔布団絵柄〕令和4年（ネ）第745号（森崎英二、渡部佳寿子、岩井一真）（一般論）「実用品としての産業上の利用を離れて、独立に美的鑑賞の対象となる美的特性を備えているといえるためには、当該実用品における創作的表現が、少なくとも実用目的のために制約されていることが明らかなものであってはならないというべきである。」＜大阪高判平成13・1・23〔装飾街路灯〕（地裁判決引用）と同じ＞＜厳しい基準となっている＞



(5) 本件最判の第一類型「機能と関連しない形状等」(付加部分が美術品)
 ア 別個の「絵画や彫刻等」として把握できるもの

第一類型は、「単なる模様や表面加工の域を超える装飾」、「別個の絵画や彫刻として把握できるもの」及び「「美術の著作物」(著作権法10条1項4号)が単純に付加されたもの」である。これは、機能に由来する構成とは別個に把握される部分が、「絵画や彫刻」として「思想又は感情を創作的に表現したもの」(創作的表現物)として把握できるものを意味する。「絵画や彫刻として」把握できることは、「機能と関連しない」部分であることに加えて要求される創作性である。

「絵画や彫刻として」把握できるものとは、美術作品であり美的鑑賞の対象と思われるが、しかし、本件最判では、原審知財高裁が要件としていた「美的鑑賞」の語は使われていない。

イ 「美的鑑賞の対象となる美的特性」(上記、知財高判平成26・8・28〔フアッションショー〕他多数)

本件最判の(補足意見)は、この点について、「原判決は、「原告製品のような実用品の形状等の創作的表現について著作物性が認められるのは、<1>それが実用的な機能を離れて独立の美的鑑賞の対象となるような部分を含む場合又は<2>当該実用品が専ら美的鑑賞目的のために制作されたものと認められるような場合に限られる」としている。一方、法廷意見は、「量産実用品の全体又は部分における形状等が、觀念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものである場合」とし、「「美的鑑賞」という語を用いていない。その趣旨は、本件で問題になっているのは、美術の著作物該当性であり、また意匠の定義の中に「視覚を通じて美感を起こさせるもの」という要素があることから(意匠法2条1項)、何らかの「美」の存在が措定されるものではあるが、「美的鑑賞」の語からはあたかも

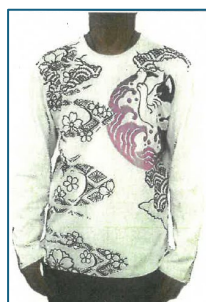
高度な創作性や芸術性が必要であるかのような誤解が生じかねず、また、そもそも美的な芸術としての鑑賞に値するか否かを裁判所が判断するのは不適当と思われるからである。」と述べる。

この補足意見によれば、「絵画や彫刻として把握できるもの」とは、「高度な創作性や芸術性」は必要なく、「美的な芸術としての鑑賞に値すること」も必要ないものと考えられる。しかし、一般的に「絵画や彫刻」とは美術作品であり、「創作性や芸術性」があり「美的な芸術」であることではないのか？

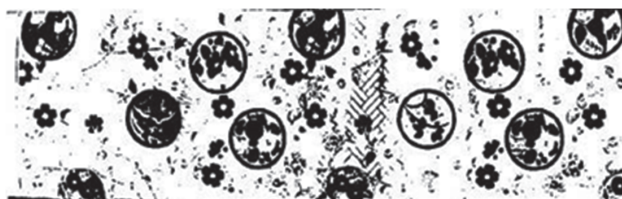
ウ 「機能と関連しない」形状等

「絵画や彫刻として把握できる」か否かの前に、問題となるのが「付加部分の形状等が、機能と関連しない」ことである。「機能と関連する形状等」に対して、「機能に由来する構成」とは、単に機能と関連するだけではなく、機能によって機能から形成された形状等という、因果関係のある強い関係性を意味するのであろうか。しかし、上記したように、本件〔子供用の椅子〕最判では、「量産実用品の形状等は、通常、実用目的に必要な機能（以下、単に「機能」という。）との関係で一定の制約を受けて決定されるものであり、機能に由来する構成と別個にこれを把握することができないものである」と述べられている。ここでは、「機能との関係」と「機能に由来する構成」は同種の内容のようである。したがって、両者は明確に区別できない。むしろ、上記の実用品（物品）の用途及び機能に由来し、それに必要な構成（形状等）、すなわち「機能的な構成（形状等）」を意味すると思われる。裁判例は様々であり、詳細に検討する必要があるが、十分分析していない今は明確な区別は認められない。

第一類型の「機能と関連しない」形状等で絵画や彫刻として把握できるものの事例としては、東京地判昭和56・4・20〔サーフィン・ティーシャツ〕判時1007号61頁、大阪地判平成31・4・18〔猫イラスト・ティーシャツ〕平成28（ワ）8552（谷有恒、野上誠 一、島村陽子）がある。



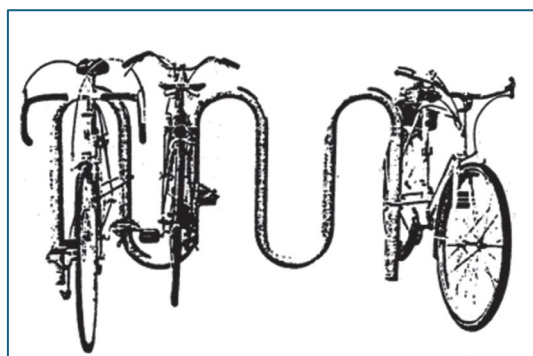
「機能と関連する」もの又は「機能に由来する構成」と判断されたと思われる事例としては、上記●（著作物性否定）大阪高判令和5・4・27〔布団絵柄〕がある。●（著作物性否定）京都地判平成元・6・15〔佐賀錦袋帯〕判時1327号123頁も「帯の図柄としての実用性の面を離れてもなお一つの完結した美術作品として美的鑑賞の対象となりうるほどのものとは認め難い」として、著作物性が否定されている。



エ 「観念上」別個（分離）

「観念上」別個の意味は、米国の「実用品からの分離可能性と独立存在可能性」（物理的分離可能性）とは異なるという意味であろうか。彫刻的な「付加部分」とは物理的分離可能なものとも考えることもできるが、「観念上」別個にと規定することで、物理的に分離できなくとも、部分意匠のように、実用品の「部分」形状等として把握できるものも包含できると思われる。また、実用品の「付加的模様」も観念上別個（形状等全体から観念上別個に把握する）に該当すると思われる。

なお、実用品（物品）の用途及び機能を捨象した「純粋形状等」も、現実の実用品から観念上別個に把握され、その「純粋形状等」が「彫刻等」として把握できるといえるだろうか。なお、それが可能であれば、「自転車ラック」（米国）の「形状」も彫刻として把握される可能性があるように思われる。



「自転車ラック」米国の第二巡回区控訴裁判所の *Brandir International, Inc. v. Cascade Pacific Lumber Co.*, 834F.2d 1142 (2d Cir. 1987)（田村判批「タコ滑り台」知的財産法政策学研究 Vol.66(2022)より）

しかし、知財高判令和3・12・8〔タコ滑り台2審〕は、控訴人主張の、機能的構成を「観念的に捨象し」「機能を取り去ってみる」ことを否定している。

「控訴人は…「実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して」とは、その構成部分を物理的に取り除くというのではなく、実用品として必要な機能を果たす構成を観念的に捨象して、創作物をみることを意味すると解すべきであり、本件原告滑り台を滑り台としての機能を取り去って見たとき、その形状は、Aが彫刻家としての思想又は感情を創作的に表現したものであり、抽象芸術として十分に鑑賞の対象になり得るものであるから、美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えているとして、美術の著作物に該当する旨主張する。

しかしながら、本件原告滑り台は、遊具としての実用に供されることを目的として製作された作品である以上、これが美術の著作物に該当するかどうかを判断するに当たっては、実用品である滑り台としての機能を果たす構成を観念的に捨象して検討することはできないから、控訴人の上記主張は、採用することができない。」

また、＜分離の困難性＞を指摘する裁判例もある。「実用品自体が応用美術である場合、当該表現物につき、実用的な機能に係る部分とそれ以外の部分とを分けることは、相当に困難を伴うことが多いものと解されるところ、上記两部分を区別できないものについては、常に著作物性を認めないと考えことは、実用品自体が応用美術であるものの大半について著作物性を否定することにつながる可能性があり、相当とはいえない。」（知財高判平成27・4・14〔TRIPP TRAPPⅡ〕）

本件最判における、第一類型は、「美術の著作物が単純に付加されたもの」であるから、「実用的な機能に係る部分とそれ以外の部分とを分けること」は容易である。分離に困難があるのは、次の、第二類型の場合であろう。

（6）第二類型「機能と関連する形状等」（実用品が美術品）

ア 「実用品＝彫刻等」の具体例・美術工芸品

本件最判の第二類型は、「全体として彫刻等とも看取できるもの」、「その全体又は部分における形状等が、当該実用品としての機能と関連してはいるものの、観念上、機能に由来する構成とは別個の彫刻等として把握できるもの」であり、実用品全体（又は実用的部分）が彫刻等であるもの（実用品＝彫刻等）といえよう。

「実用品＝彫刻等」であるものの代表例は「美術工芸品」（著2条2項）であ

ろう。本件最判（補足意見）では、「量産品や実用品であっても、例えば、量産品である版画は著作権法10条1項4号により明文で美術の著作物とされているし、茶道具、食器などの実用品にも美術の著作物とされるものがあり得ることから、量産実用品であることをもって直ちに著作物性が否定されることにはならない。美術工芸品は、著作権法2条2項により美術の著作物とされており、一品ずつ制作される実用品でもある工芸品が典型的なものであるが、その定義を確定するよすがとなる規定は法令中に見当たらず、量産実用品でこれに当たるものがないとまではいい切れない。」と述べる。

この補足意見によれば、「量産実用品でこれ（美術工芸品）に当たるもの」があり、それは「彫刻等」として把握されるものと考えられる。

実用品（意匠）と美術工芸品との境界は連続的であるから、「彫刻等」とも看取できるものとは、「美術工芸品」とも看取できるものと解釈すると、判断しやすいかもしれない。例えば、長崎地佐世保支部決定昭和48・2・7〔博多人形〕無体裁集5巻1号18頁や神戸地姫路支部判昭和54・7・9〔仏壇彫刻〕無体裁集11巻2号371頁が想起される。これに対して、本件子供用椅子は明らかに「子供用の椅子としての機能に由来する構成としてしかこれを把握することができ」ないという判断が妥当と思われる。



最近の裁判例では、東京地判令和2・1・29〔照明用シェード〕平成30（ワ）30795（佐藤達文、吉野俊太郎、今野智紀）は、本件照明用シェード全体を「美術工芸品に匹敵する」ものとしている。「原告作品は、照明用シェードであり、実用目的に供される美的創作物（いわゆる応用美術）であるところ、被告らはその著作物性を争うが、…頭部の花卉状部が重なり合うことなどにより、複雑な陰影を作り出し、看者に本物の植物と同様の自然で美しいフォルムを感得させるものである。このように、原告作品は、美術工芸品に匹敵する高い創作性を有し、その全体が美的鑑賞の対象となる美的特性を備えているものであって、美術の著作物に該当するものというべきである。」

【原告作品】



【被告作品】



イ 「彫刻等」は「機能に由来する構成とは別個」に把握できるか

〔博多人形〕〔仏壇彫刻〕〔照明用シェード〕は、「実用品としての機能と関連してはいるものの」、「彫刻等」として把握できるものといえよう。しかし、これら〔博多人形〕〔仏壇彫刻〕〔照明用シェード〕において、「彫刻等」と把握された構成（形状等）は、当該実用品の形状等全体であり、実用品そのものである。したがって、「機能に由来する構成とは別個」のものといえるのかは疑問である。

第一類型の形状等は「機能と関連」しない形状等であるが、第二類型の「形状等」は、「当該実用品としての機能と関連してはいるものの、観念上、機能に由来する構成とは別個の彫刻等として把握できるもの」である。形状等と構成とは同様の概念と思われるので、実用品の形状等が、その「機能と関連してはいる（形状等である）ものの」「機能に由来する構成（形状等）とは別個」に把握できるのというのは、どのような把握の仕方（認識）であろうか。実用品の形状等について、異なる観点から観察することを意味するのであろうか。

「観念上、機能に由来する構成とは別個」に把握することを、上記知財高判令和3・12・8〔タコ滑り台2審〕の控訴人主張のような「観念的に捨象し」

「機能を取り去って」みることにとらえるならば、実用品の機能を観念上取り去った「純粹形状」を把握することができるかもしれない。すなわち、「実用品として必要な機能を果たす構成を観念的に捨象して、創作物をみることを意味すると解すべきであり、本件原告滑り台を滑り台としての機能を取り去って見たとき、その形状は、…抽象芸術として十分に鑑賞の対象になり得るものであるから、美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている」と把握される。しかし、これは「機能に由来する構成とは別個」に把握するのではなく、実用

品から「機能を取り去って」形状等を把握している。「機能」を取り去られた「純粹形状等（構成）」が著作物として把握できるとするならば、すべての実用品が著作物となりうることになるだろう。しかし、これは「非制限説」（知財高判平成27・4・14〔TRIPP TRAPPⅡ〕）と同様の見方になると思われる。これは、本件最判が最初に否定している理論である。上記東京地判平成28・4・21〔ゴルフシャフト〕（一般論）「実用的な機能を離れて見た場合」という見方も同様であろう。

美術工芸品は、実用品（例えば茶道具）としての模様や形状の制作技巧が精緻で、個性的な品質があることから、美術工芸品と認められると思われる。実用品の形状等も、「機能に関連する」実用的形状等が「物品の形状等」としての評価（意匠的美感）のみならず、「全体として彫刻等とも看取できる」一定の品質を有する場合が考えられる（上記、〔博多人形〕〔仏壇彫刻〕〔照明用シェード〕がその事例といえよう）。この事態が、「当該実用品としての機能と関連してはいるものの、觀念上、機能に由来する構成とは別個の彫刻等として把握できるもの」ということの意味ではないだろうか。実用品全体（の形状等）として彫刻等とも看取できるのであるから、形状等は「実用品としての機能と関連し」、その全体形状等が彫刻等とも看取されるのであり、「機能に由来する構成とは別個」の部分的な形状等は把握されない。したがって、「觀念上、別個に彫刻等として把握できるもの」と規定されたと考えられる。

○長崎地佐世保支部決定昭和48・2・7〔博多人形〕「その姿体、表情、着衣の絵柄、色彩から觀察してこれに感情の創作的表現を認めることができ、美術工芸的価値としての美術性も備わっているもの」

○神戸地姫路支部判昭和54・7・9〔仏壇彫刻〕「独自の技法を案出駆使し、精巧かつ端整に作品を完成し、誰がみても、仏教美術的色彩を背景とした、それ自体で美的鑑賞の対象たりうる彫刻であると觀察することができるものであり、その対象・構成・着想等から、専ら美的表現を目的とする純粹美術と同じ高度の美的表象であると評価しうる」

ウ 第二類型「機能と関連する形状等」（機能に由来する構成）の美術性

知財高判平成26・8・28〔ファッションショー〕（設楽隆一、西理香、神谷厚毅）は、「著作権法2条1項1号の定義規定からすれば、〈1〉量産される美術工芸品であっても、全体が美的鑑賞目的のために制作されるもの〈博多人形、仏壇彫刻、照明用シェード〉であれば、美術の著作物として保護されると解すべきである。また、著作権法2条1項1号の上記定義規定からすれば、実

用目的の応用美術であっても、＜2＞実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できるもの＜TEEシャツ＞については、上記2条1項1号に含まれることが明らかな「思想又は感情を創作的に表現した（純粹）美術の著作物」と客観的に同一なものとみることができるのであるから、当該部分を上記2条1項1号の美術の著作物として保護すべきである」と述べる。

この【ファッションショー】判決の後段＜2＞は、第一類型の「機能に由来する構成」から「觀念上、機能に由来する構成と別個の彫刻等」が把握できるものを意味する。前段＜1＞は「量産される美術工芸品」であり、形状等全体が機能に由来する構成であるが、その構成（形状等）はそのまま「彫刻等」である。

同旨裁判例として本件最判の原審○知財高判令和6・9・25【子供用椅子】令和5（ネ）10111（清水響、菊池絵理、頼晋一）は、（一般論）「実用品の形状等の創作的表現について著作物性が認められるのは、＜1＞それが実用的な機能を離れて独立の美的鑑賞の対象となるような部分を含む場合又は＜2＞当該実用品が専ら美的鑑賞目的のために制作されたものと認められるような場合に限られる…美術工芸品は実用的な機能と切り離して独立の美的鑑賞の対象とすることができるようなものが想定されていると考えられるのであって、同項の規定は、それが例示規定であると解した場合でも、いわゆる応用美術に著作物性を認める場合の要件について前記のように解する一つの根拠となるというべきである。」

本判決では、美術工芸品は「実用的な機能と切り離して」対象とすることができる」と述べるが、具体的な把握方法はわからない。美術工芸品は、例えば「茶道具、食器など」は、その用途や機能を離れて（「実用的な機能を離れて」（東京地判平成28・4・21【ゴルフシャフト】）鑑賞するものであろうか？むしろ実用品の用途や機能を含めて、「全体として彫刻等とも看取できるもの」と把握される対象となるのではないか。上記のように、本件最判が述べる「觀念上、機能に由来する構成と別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるもの」とは、「実用的な機能を離れた」觀察態度ではないと思われる。

以上のように、第二類型「機能と関連する形状等」について、觀念上、別個に「彫刻」として把握するとは、当該全体又は部分の機能に由来する構成から、機能を「觀念的に捨象し」「機能を取り去って」みること（この見方は非限定説である）ではない。実用品の全体又は部分の「機能に由来する構成」（＝「機能と関連する形状等」）がそのまま「彫刻等として把握」されることを意味すると思われる。

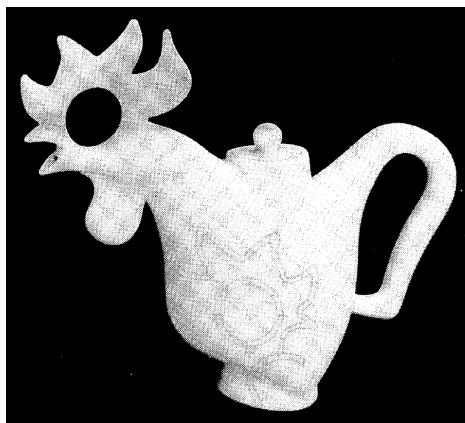
ウ 「彫刻等」の判断基準としての「美的鑑賞性」

普通の実用品（子供用椅子）は「彫刻等」と把握できない。他方、博多人形、仏壇彫刻、照明用シェードは、機能を関連する形状等がそのまま「彫刻等（美術工芸品）」として把握できる。その判断基準は、「美的鑑賞目的のために制作されたもの」で「美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている」（知財高判平成26・8・28〔ファッションショー〕）か否かではないだろうか。本件最判は、「美的鑑賞」という語を用いていないが、「彫刻等として把握できる」根拠・基準は、「美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている」ことのように思われる。上記米国の「自転車ラック」は、意匠的美感も高度なものと評価できるが、「全体が美的鑑賞目的のために制作されたもの」ではなく、また、「美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている」とは言いえない。

本件〔子供用の椅子〕最判は、「鑑賞目的」ということを否定しているようであるが、「美的鑑賞の対象となる美的特性」は、「純粋美術と同視し得る程度の美的特性」よりもハードルが低い基準と思われる。（東京地判平成28・4・27〔幼児用箸〕「原告各製品が、上記実用的機能を離れて美的鑑賞の対象となり得るような美的特性を備えているということとはできない（もとより純粋美術と同視し得る程度の美的特性を備えているということもできない。）。」と区別している。）

「彫刻等」であるとは、「全体が美的鑑賞目的のために制作されたもの」で「美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている」こと同様ではないか（知財高判平成26・8・28〔ファッションショー〕）。

だが、何が「彫刻等」であり、「美的鑑賞の対象となり得るような美的特性を備えたもの」かについては、文化的・社会的な共通感覚（コモンセンス）を基準とするしかないだろう。したがって、本件最判補足意見が述べるように、裁判例等の「今後様々な事例の積み重ねに期待する」ことになる。



【意登 492259 号「ティーポット」】